



農業分野と独占禁止法

令和3年3月
公正取引委員会

独占禁止法の概要

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。

主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」(第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり(支配)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害する(排除)こと。

2 「不当な取引制限」(第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」(第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合(株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等)を行うこと。

4 「不公正な取引方法」(第2条第9項第1号～第6号、第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ **共同の取引拒絶**
…正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ **差別対価**
…不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。
- ・ **不当廉売**
…正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ **再販売価格の拘束**
…正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ **優越的地位の濫用**
…取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ **抱き合わせ販売**
…相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ **排他条件付取引**
…不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ **拘束条件付取引**
…販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

農協に対する独占禁止法の適用除外制度

農協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、独占禁止法の適用が除外されている。

以下に該当する場合には、農協の行為であっても独占禁止法が適用される。

- 不公正な取引方法を用いる場合
→「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(農協ガイドライン)で解説
- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合

独占禁止法第22条

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと(カルテル)等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはならない。

公正取引委員会の取組

「厳正かつ効果的な対処」及び「違反行為の未然防止」の両面による対応

違反行為への厳正かつ効果的な対処

<事件処理>

⇒ 平成元年以降、農業協同組合(組合の連合会を含む。)関係の法的措置及び警告事件は、18件である。

◇近年の法的措置及び警告

- ・ あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件
(令和元年7月3日警告)
- ・ 大分県農業協同組合に対する件
(平成30年2月23日排除措置命令)
- ・ 土佐あき農業協同組合に対する件
(平成29年3月29日排除措置命令)

※ これらのほか、違反行為につながるおそれがある場合には迅速処理のため注意を行って処理。

違反行為の未然防止

<考え方の明確化>

- 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(農協ガイドライン)の策定
(平成19年4月策定, 平成30年12月最終改定)

<農協ガイドラインの周知・徹底>

- 農協中央会等に対し、「農協ガイドライン」等の研修会・講演会を実施し、農業分野の独占禁止法コンプライアンスに不可欠な知識を説明(平成23年度以降, 121件実施)。

違反行為への厳正かつ効果的な対処

法的措置

・ 大分県農業協同組合に対する件

大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。(平成30年2月23日排除措置命令)

・ 土佐あき農業協同組合に対する件

土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

- (1) 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。
- (2) 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収された系統外出荷手数料(農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%)について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。
- (3) 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。(平成29年3月29日排除措置命令)

警告

- ・ あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件
平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。部会員との間で
 - (1) あきた北農協の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農協の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨
 - (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で
 - ・ 前記(1)の出荷先を本家比内地鶏に限定する
 - ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する
 などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。(令和元年7月3日警告)

注意

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (~12月末)
注意件数	5	1	5	0	4

- ・ 阿寒農業協同組合に対する件
阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。(平成29年10月6日注意)

違反行為の未然防止

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月18日公表)

独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、連合会及び単位農協による違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることが目的

《本ガイドラインの特徴》

- 連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにしている。

独占禁止法上問題となる行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(優越的地位の濫用)

- 単位農協が組合員に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為

連合会による単位農協に対する問題行為

1. 単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為

2. 単位農協に購買事業を利用させるべく、正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、連合会の競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為

連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

1. 連合会や単位農協が仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為、又は自己以外への販売を行う際に承諾を要求する行為
2. 連合会又は単位農協が仕入先に対して、仕入先が系統以外に販売する際に、連合会又は単位農協が販売する価格を下回らない価格で販売するようにさせる行為
3. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の経済的利益の提供を要請する行為
4. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為

連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

1. 単位農協が販売先に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為
2. 連合会が加工業者に対して、当該加工業者が製造し、販売する連合会のブランド製品の販売価格を指示し、これを遵守させる行為

公正取引委員会の今後の取組

違反行為に係る「広範な情報収集」及び「厳正かつ効果的な対処」
並びに「違反行為の未然防止」による対応

広範な情報収集

<情報提供窓口>

・農業者、商系業者等からの独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供を受け付ける窓口を設置しており、広範な情報収集の継続。

・公正取引委員会ウェブサイトにおいて情報提供窓口に係る情報を提供するとともに、様々な機会を捉え、窓口について、引き続き、積極的に周知。

厳正かつ効果的な対処

<農業分野タスクフォース>

・農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合には、「農業分野タスクフォース」において、引き続き、効率的な調査を実施。

・法的措置、警告等を行うことにより、厳正かつ効果的に対処。

違反行為の未然防止

<農協ガイドラインの周知・徹底>

・農協ガイドラインの研修会、講演会等を実施し、農業協同組合等における農業分野の独占禁止法コンプライアンスの向上に努めるなど、引き続き、農協ガイドラインの周知・徹底に努め、違反行為の未然防止を図る。